

日本看護協会、日本医療機能評価機構医療事故防止事業部、日本医療安全調査機構医療事故調査・支援事業部、日本医療機能評価機構産科医療補償制度運営部が、医療安全に関する最新情報を紹介します。

医療安全トピックス TOPICS

Vol.126

宮脇 英恵

日本看護協会看護開発部看護業務・医療安全課

水俣条約の発効と水銀使用製品の取り扱いについて

「水銀に関する水俣条約」(以下：水俣条約)¹⁾の発効により、2021年1月1日以降、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀使用製品の製造・輸出入が禁止となりました。水俣条約を受けて、国内法においても、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理するよう義務づけられています。お手元に廃棄予定のある水銀血圧計等をお持ちの方は、適切な対応をお願いします。

●水銀の使用および排出状況

水銀は蛍光灯や体温計、血圧計等、私たちの身近なものに使われている一方、人の健康や地球環境に有害作用を持つことが知られています。1968年に国が公害病と認めた水俣病は、水銀による環境汚染・健康被害の1つです。水銀の有害性が認識されるにつれて、先進国では水銀使用量が大きく減少したものの、途上国等では今もさまざまな製品や工程で使用されている状況にあります²⁾。

環境中に排出される水銀(年間5500～8900t)のうち、約30%が人為的排出、約10%が火山活動等自然的発生、残りの60%は一度放出されて土壌の表面や海洋に蓄積された水銀の再排出・再移動によるもの³⁾といわれています。また、水銀は一度環境中に排出されると、分解されることなく自然界を循環し、水銀が排出された場所から遠く離れた地域の

食物連鎖に蓄積する等、国境を越えて影響が及ぶ特徴があることから、水銀の排出削減のためには、世界的に取り組むことが非常に重要です。

●水俣条約に基づく水銀使用製品の製造・輸出入の禁止

このような状況を踏まえ、2013年10月、139カ国・地域の政府関係者等が出席する「水銀に関する水俣条約外交会議」が熊本市と水俣市で開催され、水俣条約が全会一致で採択されました。これは、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止をめざすもので、2017年8月16日に発効されました。

水俣条約の命名は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意思を世界で共有する意味で意義深いものとされています。水俣条約には、水銀使用製品の製造・輸出入の禁止が定められており、水銀血圧計や水銀体温計も規制対象に含まれています。

水俣条約では、廃棄の段階においては、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理することとされています。国内においても、水俣条約の発効により水銀の